

令和3年4月2日

市立施設の利用及び市主催イベント等の制限について

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置の実施に伴い、市立施設の利用及びイベント等の開催は、下記のとおり取り扱います。

記

1 市立施設の午後8時以降の利用を制限します。

- ・午後8時の閉館を徹底します。
- ・午後8時をまたぐ利用区分については、午後8時までの利用は可能ですが、利用料金の減免は行いません。
- ・キャンセルを希望する場合は、全額還付します。

2 引き続き、市立施設は利用定員数50%を上限とします。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数を上限とします。

- ・利用定員数50%を上限とするもの
 - ア 大きな声を出すこと、歌うこと（例：合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など）
 - イ 吹奏楽器を使用すること（例：管楽器、オカリナの演奏など）
 - ウ 運動を伴う活動（例：卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など）
 - エ 調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）
- ・利用する部屋等を変更する場合の、利用料の差額は還付・徴収しません。
- ・キャンセルを希望する場合は、全額還付します。

3 市主催のイベント等は感染防止対策を徹底し、実施の可否を判断してまいります。

- ・イベント等は単発で実施するものをいいます。

4 実施時期等

- ・令和3年4月5日（月）から令和3年5月5日（水）まで実施します。
- ・還付または利用する部屋の変更等の取扱は、令和3年5月5日（水）までに申請があった場合に限ります。
- ・「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」等に基づき、「利用の禁止」となった場合の施設使用料は、全額返金します。